

様式2

第 号

## 県の回答（対応状況等）

令和6年6月28日

（ご意見標題）慰霊の日について

（担当課）保護・援護課

（ご意見要約）

手話通訳を見るため距離によって近い席がありません。手話通訳を見るため近い席を設置していただけますか。

（回 答）

ご意見ありがとうございます。

追悼式では、手話通訳者が見られるように、聴覚障害者の座席を一般参列者の一番前にご用意しており、受付時に申し出ていただければ、お席までご案内するなどの対応を行っております。

県としましては、引き続き、障害のある方の座席については、十分に検討してまいります。